

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

1	公告日	平成23年09月01日(木)
2	契約職	西日本本部長 尾崎 昭彦
3	工事概要	
3.1	工事名	石垣市川平浄化センター電気設備工事その4
3.2	工事場所	沖縄県石垣市宇川平地内
3.3	施設名	川平浄化センター
3.4	処理方式・今回対象設備	オキシデーションディッチ法
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画下水量	590 m3/日
3.5.2	今回対象計画下水量	590 m3/日
3.6	工事内容	電気設備工事(改築)
3.7	対象工事	水処理運転操作設備、水処理計装設備、汚泥処理運転操作設備、汚泥処理計装設備、その他付属設備 一式
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約の翌日から平成25年02月28日(木)まで
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・事後審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	無
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.1.1.2	等級区分	B等級
4.1.1.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	沖縄県
5	競争参加資格(施工実績)	
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	下水道施設の施工実績	下水道法における処理場の電気設備工事で、請負工事金額が1,000万円以上の工事。補修工事は含むが、撤去工事及び建築電気設備工事は除く。
5.1.2	公共工事での元請実績	地方公共団体等が発注した公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の工事。公共施設は共同住宅を除く。
6	競争参加資格(配置予定技術者)	
6.1	主任(監理)技術者又は専任(現場)の工事経験	下水道法の処理場に係る電気設備工事で請負工事金額が1,000万円以上、又は公共施設で請負工事金額が5,000万円以上の電気設備工事の工事経験を有する者。補修工事は除く。
6.2	設計担当技術者の設計経験	3.7の対象工事に記載された電気設備工事内容で、地方公共団体が発注した公共施設の設計経験を有する者。公共施設は共同住宅を除く。
6.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	平成24年11月15日(木)から平成25年02月28日(木)まで
7	指名停止等	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	九州区域
7.2	指名停止措置対象団体	—
7.3	設計業務等の受託者	(株)東京設計事務所

入札公告(建設工事)

1 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道 (北海道)
 - ② 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
 - ③ 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 - ④ 北陸地方 (新潟県、富山県、石川県)
 - ⑤ 中部地方 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ⑥ 近畿地方 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - ⑦ 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 - ⑧ 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 - ⑨ 九州地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
 - ⑩ 沖縄県
- (5) 本工事で求める施工実績は、平成8年度以降に引き渡した電気設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業提携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の工事経験を有していればよい。
- 優遇措置による工事受注は、日本下水道事業団から平成21年度優良施工業者として通知を受けた者で、平成21年度優良施工業者にあつては平成22・23年度(2ヵ年)において1業者あたり1件に限ることとし、既に優良施工業者として各々優遇措置を受けて落札した工事がある場合は、本案件について優良施工業者としての優遇措置の取扱いを行わない。

- (6) 本工事で求める配置予定の主任技術者又は監理技術者は、以下のとおりであること。
- ① 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負金額が2,500万円未満の場合においては、専任を求めない。
 - ② 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
 - ③ 現場配置予定期間の主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成8年度以降に元請けとして施工し、引渡しが完了したものに限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が工事経験を有していればよい。
 - ④ 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ⑤ 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）を有する者であること。なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付された者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑥ 自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の主任技術者又は監理技術者が自家発電設備の工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の工事経験を有している者を担当技術者としてコリンズに登録させる。
 - ⑦ 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
 - ⑧ 現場配置予定期間が複数ある場合、指定部分工期が含まれている場合は、それぞれ別の主任技術者又は監理技術者の配置を認める。
- (7) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりであること。
- ① 設計担当技術者の設計経験は、平成8年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
 - ② 設計担当技術者は、(6)③の主任技術者と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の設計経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてコリンズに登録させる。
 - ③ 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（平成20年10月1日～平成22年9月30日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。
- (9) 競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと。「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域、九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする
- ① 北海道（北海道）
 - ② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - ④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
 - ⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- ⑧ 四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨ 九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県)
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。
以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でな
いこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者で
ないこと。

2 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 紙入札方式による参加(変更)承諾、入札執行及び契約締結に関すること。
〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課
電話06-6886-2521
- ② 事前申請書の受付及び競争参加資格の確認(競争参加資格確認申請書(以下「事
後申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「事後資料」という。)の
受付審査)に関すること。
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-1-1
新大阪プライムタワービル20階
日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
電話06-6886-2489
FAX 06-6886-2425

(2) 入札説明書の交付場所及び方法

① 交付場所

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-1-1
新大阪プライムタワービル20階
一般財団法人下水道事業支援センター 大阪支部
電話06-6886-1033
FAX06-6886-1036

- ② 交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する。(郵送(託送を含む。)によ
る交付を希望する場合は2(2)①にファックスで申し込むこと。この場合において
は郵便振替により実費を徴収する。)

(3) 事前申請書の提出方法及び提出場所

本競争の参加希望者は次のとおり持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留
郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により、事前申請書を提出
すること。期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加することができない。
なお、ファックスによるものは受付けない。

郵送等による場合は、提出期日の前日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は
その前日)までの消印があるものを有効とする。

※ 送付当日に競争参加資格確認申請書(様式12)をFAXすること。

- ① 提出場所 2(1)②に同じ

- (4) 事後申請書及び事後資料の提出期限、提出方法及び提出場所
開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）は、次の方法により事後申請書及び事後資料を提出するものとする。

- ① 提出期限 開札日（当初の落札候補者の入札が無効になった場合等により、新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16時00分まで
- ② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受付けない。
電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料の合計ファイル容量が2MBを越える場合の提出方法等については、入札説明書による。
- ③ 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
2(1)②に同じ。

- (5) 入札書の提出方法及び開札場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封緘のうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。

- ① 紙入札方式による提出場所 2(1)①のとおり。
② 開札場所

〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東3-2-12

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 入札室

3 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。

- ② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、事前申請書、事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をした者の入札、事前申請書の提出のない者のした入札並びに現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時に於いて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (4) 落札者の決定方法

- ① 日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の

者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② ①において、同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決める。
- (5) 配置予定主任（監理）技術者の確認
落札決定後、（財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」等により、配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 関連情報の照会窓口 2 (1) に同じ。
- (7) 詳細は入札説明書による